

令和6年度「豊肥本線復興エリア活性化推進業務」
プロポーザル実施要領

令和6年5月

阿蘇市 経済部 まちづくり課

1. 業務の目的

本事業は、熊本地震により被災した豊肥本線沿線の地域活性化を図るとともに、復興を後押しするもので、令和4年度から継続して実施しています。なお、本年度は、宮地駅及びいこの村駅周辺のエリアを対象としています。(令和4年度:阿蘇駅周辺、赤水・車帰・的石/令和5年度:乙姫、永草・枳)

熊本地震の発生から8年を迎え、この間、主要な交通インフラの開通をはじめ、昨年12月には、国重要文化財の阿蘇神社楼門が再建し、熊本地震からの復旧は一区切りとなりました。また、昨年からは、コロナ禍を終え歴史的な円安の影響もあってインバウンドを中心とした来訪者が急速に回復し、コロナ禍前を上回る勢いです。

このような状況の中、来訪者が集中する一部の地域では、過度の混雑による来訪者の満足度の低下や、その他の地域との復興格差等の問題が生じています。

このため、資源調査や地域づくり・活性化のためのワークショップ等を通して、地域住民・事業者と来訪者がそれぞれの立場で復興を実感できるようになること、移住・定住先として選ばれる地域になること、そして、地域の経済が持続的に発展していくことを目的に実施するものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度「豊肥本線復興エリア活性化推進業務」

(2) 業務の仕様

別紙業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) 委託額(上限額)

5,000千円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、契約予定額を示すものではなく、あくまで予算の規模を示すためのものです。

(5) 管理技術者・担当技術者の共通要件

- 過去に類似業務の実績が3件以上の者。
- 令和6年6月1日現在の手持ち業務量として、5百万円以上の業務が10件未満の者。
- 業務を円滑に進めるため、阿蘇市(経済部まちづくり課)と密接に連携を保ち進めるものとします。また、業務打合せには管理技術者が原則出席することとします。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 九州内に事業所又は営業所を有していること。

- (3) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、本業務を確実かつ円滑に遂行できる体制を有する者。具体的には、過去5年以内に他の自治体等において、これに類似する業務を受託した実績を有していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 阿蘇市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。

4. 技術提案書の作成および記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別紙(様式-1~6、A4版)とします。また、別途参考資料等があれば添付してください。

(2) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出してください。ただし、その取扱は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価事項として用います。

(3) 作成に用いる言語

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとします。

5. 技術提案書等の提出方法、提出先における提出期限

1) 参加申出書

- ① 提出方法:1部を持参または郵送してください。
- ② 提出先:阿蘇市経済部まちづくり課
〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL 0967-22-3318
FAX 0967-22-4566
E-mail machizukuri@city.aso.lg.jp
- ③ 提出期限:令和6年5月31日(金)午後5時までとします。

2) 技術提案書

- ① 提出方法:4部を持参または郵送してください。
- ② 提出先:阿蘇市経済部まちづくり課
〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL 0967-22-3318

FAX 0967-22-4566

E-mail machizukuri@city.aso.lg.jp

③ 提出期限:令和6年6月7日(金)午後5時までとします。

6. 募集概要の内容についての質問の受付及び回答

質問は、持参、郵送、電送のいずれかの方法で上記の提出先宛にお願いします。

7. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりとします。

評価項目	評価の着目点
予定技術者の経験 及び業務実施能力	1)管理技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2)管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3)管理技術者の手持ち業務の件数
	1)担当技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2)管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3)管理技術者の手持ち業務の件数
業務実施方針及び 手法	1)業務内容の理解度 2)業務実施方針の妥当性 3)業務実施手法の妥当性
見積額の妥当性	1)実施方針及び実施手法に伴う見積額の妥当性 2)低コスト化の実現可能性

(2) 選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知します。

(3) 提出した技術提案書が選定されなかった者に対しても、審査結果を通知します。

8. 特定事業者との契約締結

技術提案書の提出後、令和6年6月10日(月)以降に、審査会(プレゼンを含む)を行い、受託者を選定したのち、6月中旬に契約の締結を予定しています。なお、契約書は阿蘇市財務規則に基づき作成します。

9. その他の留意事項

(1) 技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。

(2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とします。

(3) 選定された場合には、その著作権等一切の権利は、阿蘇市(経済部まちづくり課)に帰属するものとします。

(4) 選定されなかった場合には、提出された技術提案書は返却しません。なお、提出された技術提案書は、提出者に対して無断で使用はしません。

(5) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更しないでください。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。

- (6) 選定された最優秀提案者と協議のうえ、提案を踏まえた本業務における最終的な仕様を確定し、これを踏まえた再度の見積書の提出を求めます。
- (7) 提案事項の全てが最終的な仕様書に反映されるとは限りません。
- (8) 提案者が1社の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を選定します。